

令和7年度環境保健サーベイランス調査（6歳児）に係る集計に関する委託業務

質問	回答
「健康調査票の非個人情報部分のデータ化については再委任等により実施しても差し支えない」と記載があります。 ゆえに、個人情報の箇所については、全て再委託禁止という認識で間違いないでしょうか。	健康調査票の個人情報部分のデータ化については、ご理解のとおり、再委託は出来ません。